

横断的措置事項

1 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
線路敷設の円滑化 (総務省)	a 関係省庁が連携して、IT戦略会議・情報通信技術(IT)戦略本部で取りまとめられた「線路敷設の円滑化について」(平成12年11月6日)明記された以下の措置を講ずる。 (a) 電柱・管路等の開放) 第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。	措置				(総務省) 平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定した。(同日運用開始)	
(総務省)) 公益事業者の所有する電柱・管路等の使用に関し紛争が生じた場合の実効性のある法的担保措置を採るために必要な措置を整備する。	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 平成13年6月22日、電気通信事業者が道路等の公有地上の電柱・管路等を利用する際の当事者間の紛争処理手続、道路管理者等との調整手続の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
(国土交通省)	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの收容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、收容空間に関する情報提供の充実を図る。	順次実施				(国土交通省) 平成13年度までに、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバーの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせ、約3万1千kmの收容空間等を整備。さらに、平成13年12月より收容空間等に関するデータベースを作成し、インターネットによる公表を実施。	
(国土交通省)) 橋梁の新設に合わせた線路敷設や将来の線路敷設に対応するため、モデル事業を選定し、光ファイバー敷設の在り方について検討する。	措置				(国土交通省) 一般国道16号勝田川橋架替え計画をモデル事業として選定し、橋梁の設計に反映させるべく橋梁の設計段階で工事事務所のホームページにて添架希望を公募。 平成14年度からは、橋梁の設計段階において、工事事務所のホームページにて添架希望を公募し、橋梁の設計に反映。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省)) 冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成13年度から5年間は試行的に緩和を図るとともに、道路管理者等は当該措置の実施内容等をインターネット等により公開する。	措置 (試行)	措置 (試行)	措置 (試行)	(国土交通省) 平成13年2月に各道路管理者に対して、所要の措置を講ずるよう指導等を行った。また、直轄国道については、路上工事抑制措置の実施内容等をインターネット等で公開している。	
(国土交通省)) 電線等を敷設するために下水道管きよを使用する際の標準的ルールについて周知を図る。	周知			(国土交通省) 「e-Japan重点計画」に基づき、電気通信事業者等による下水道管きよの活用を促進するため、平成13年3月30日「下水道管きよの使用に関するガイドライン」をとりまとめ、周知している。併せて、地方公共団体の下水道条例の制定に関する事務の参考として都道府県宛に送付している「標準下水道条例」についても、平成13年7月6日に、下水道管きよの使用に関する規定を整備したものに改める等、一層の周知を図っている。	
(国土交通省)) 直轄国道の道路占用許可申請手続の電子化について、平成13年度までに所要の措置を講ずるとともに、その他の国道及び都道府県道についても電子申請が可能となるよう地方公共団体に対して要請を行う。	措置			(国土交通省) 直轄国道の道路占用許可申請手続の電子化は、各地方整備局においては平成13年2月～3月に実施。北海道・沖縄においては平成14年3月に実施。 その他の国道及び都道府県道については、平成13年2月に道路利用調整室長等通知を発出し、各道路管理者に対して、平成15年度までに電子申請が可能となるよう要請を行った。	
(国土交通省)) 複数の道路管理者に係る道路占用許可申請手続のワンストップ化の推進を図る。	逐次実施			(国土交通省) 平成13年12月に道路占用許可申請手続のワンストップ化推進の在り方について、インターネットで公表した。	
(警察庁)) 道路使用許可の電子申請について、平成15年度までに可能となるよう各都道府県警察に対して電子申請システムの整備を要請する。	措置			(警察庁) 平成13年4月18日、全国交通部長会議において要請した。	
(国土交通省)) 河川占用許可の電子申請について、国土交通大臣管理区間においては平成15年度までに可能となるよう所要の措置を講ずるとともに、都道府県知事管理区間においては、電子申請が可能となるよう平成15年度までに電子申請の実施方針の提示等を行い地方公共団体に対し要請する。	検討	試行	措置	(国土交通省) 大臣管理区間の河川占用許可の電子システムの構築及び都道府県に対する電子申請の実施方針の提示のための調査及び検討を実施。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省)) 河川占用許可申請に関し、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等の周知を図る。	周知			(国土交通省) 平成13年3月30日に「第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図るための措置の実施について」(水政課長通達・通知)を発出し、地方整備局等に対して、標準的な敷設位置の例示を含む光ファイバーの線路敷設に係る河川法許可申請マニュアルの作成、周知を指導・要請した。また、直轄河川については、当該マニュアルをインターネット等で周知を行っている。	
(国土交通省)) 道路や河川に線路敷設を行う際の手続に関する占用許可手続マニュアル(平成12年度作成)の周知を図る。	周知			(国土交通省) 平成13年3月30日に「第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図るための措置の実施について」(水政課長通達・通知)を発出し、地方整備局等に対して、光ファイバーの線路敷設に係る河川法許可申請マニュアルの作成、周知を指導・要請した。直轄河川については、当該マニュアルをインターネット等で周知している。 平成13年2月に各道路管理者に対して、マニュアルを作成、周知することを指導等した。直轄国道については、当該マニュアルをインターネット等で周知している。	
(国土交通省) (警察庁、総務省、国土交通省)) 道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する。	逐次実施			(国土交通省) 全国の自治体に対しアンケートを行い、道路台帳の整備状況と電子化の問題点を調査した。	
	b ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。	平成13年度以降、関係省庁と連携を確立した上で検討開始			(警察庁、総務省、国土交通省) 道路使用許可の電子申請は、ケーブルテレビ事業者にも認められている。 電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)により、自ら線路設備を設置せず電気通信事業者の電気通信回線を利用した有線テレビジョン放送を制度化(平成14年1月28日施行)。この制度化を踏まえ、当該放送の用に供するための設備の道路占用について、いわゆる義務占用に準じた取扱いとした。(平成14年2月13日国土交通省局長通達) なお、引き続き、ケーブルテレビ事業者の円滑な線路敷設の実現に向け、関係省庁との連携を図る。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
卸電気通信役務制度の導入 (総務省)	サービスの安定的な供給及び公平な利用の確保に配慮しつつ、自治体、電力事業者、鉄道事業者等の保有する既存の光ファイバー等の有効活用を促進するとともに、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るため、従来的一般利用者を対象とした電気通信役務と異なる専ら他の電気通信事業者を対象とした電気通信役務(卸電気通信役務)について、事業者間の個別契約に基づく柔軟な提供を可能とするための措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)			(総務省) 平成13年6月22日、事業者間の個別契約による柔軟な電気通信役務の提供を可能とする卸電気通信役務制度の導入等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
周波数割当ての見直し (総務省)	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。 a 高速無線インターネットアクセスに使用可能な周波数帯を拡張する。	措置 (上期)			(総務省) 高速無線インターネットアクセスを実現するため、周波数割当て計画を変更(平成12年郵政省告示第746号)し、26GHz帯加入者系無線アクセスに対して、現存の2160MHz幅に加え720MHz幅を追加した(平成13年4月1日施行)。新たに広帯域移動アクセスシステムのための25GHz帯及び27GHz帯で合計940MHz幅を割当て可能とするよう周波数割当て計画を本年2月に変更した(平成14年総務省告示第131号)。	
	b 第4世代移動通信システム等の周波数を確保するための周波数再配分を実施する。	調査研究	周波数割当て計画を改正		(総務省) 「固定通信システムによるマイクロ波帯の利用に関する調査研究会」を開催し、第4世代移動通信システム等の周波数としてマイクロ波帯の4GHz帯及び5GHz帯等が適しているとの報告を取りまとめた。(平成13年6月29日)	
周波数割当て方法の検討 (総務省)	周波数の割当て方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を一層促進する観点から、オークション制度に関する海外の最新動向を調査・フォローするとともに、オークション制度の導入の是非を含め検討を進める。	調査・検討			(総務省) 平成12年以降実施された欧州の第3世代携帯電話の免許についてのオークションの実施状況や、OECDやAPECなどにおける検討状況を調査した。 第3世代携帯電話の免許についてオークションを実施した欧州ではサービスが開始されていない状況であり、引き続き調査を行うとともに、オークション制度については、落札価格の高騰が電気通信事業者の経営基盤を悪化させるなど課題も指摘されていることから、最適な周波数配分の実現を目的とした新たな電波有効利用方策について検討を行う。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
周波数に関する情報提供 (総務省)	周波数の利用状況に関する公開可能な情報について、現在の提供方法に加えて、電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、所要のシステム開発等、環境整備を行う。	調査方法の検討、システム開発	システム開発、提供開始		(総務省) 平成13年9月から「電波の利用状況の公表等に関する調査研究会」を開催し、周波数の利用状況に関する公開可能な情報及びその調査方法、現在の提供方法に加えて電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、同年12月に報告書を取りまとめ、さらに所要のシステムについて設計検討を行った。 平成14年2月22日、報告書を踏まえ、「電波法の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出した。	
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討			(総務省) 地上波テレビジョン放送のデジタル化により、約100MHzの帯域が平成24年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となるよう周波数割当計画を変更した。(平成13年7月25日総務省告示第476号) また、米国、英国等諸外国における地上波テレビジョン放送の周波数構成、アナログ放送の停波時期等について調査を行った。今後とも、平成24年以降に使用可能となる約100MHzの周波数について、諸外国の動向を引き続き把握するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について、継続して検討を行う。	
電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 (総務省)	電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz~30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討する。	検討	検討 (結論)		(総務省) 現在電力線搬送通信に使用する周波数を拡大した場合の漏えい電波の強さについて実験により確認中であり、その結果により他の無線通信への妨害の可能性を引き続き検討する。この結果をもって、周波数の拡大の可否について結論を得る。	
高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討			(国土交通省) 通信事業者の需要動向調査を実施し、その結果を踏まえつつ、高架橋脚空間を含めた高速道路空間の利用の在り方について、高速道路の管理者たる日本道路公団等と共同で検討を行っている。	

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
非対称規制の導入 (総務省)	市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 平成13年6月22日、市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止・除去するための非対称規制の導入を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
事業者規制緩和の徹底 (総務省)	一方、事業者に対する規制緩和を積極的に推進する観点から、以下の事項について、速やかに措置を講ずる。 a 市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 平成13年6月22日、市場支配力を有さない事業者間の接続協定について、認可制から一定の条件下で事前届出制へ緩和する等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
	b 市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 平成13年6月22日、市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制から一定の条件下で事前届出制へ緩和すること等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
	c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化	措置				(総務省) 平成13年度において電気通信事業法施行規則の改正による措置を検討し、平成14年度4月に措置予定。	
電気通信事業における事業区分の見直し (総務省)	電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。	検討				(総務省) 事業区分の見直しについては、平成14年1月29日、「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」において、中間報告が取りまとめられた。	
他事業者のネットワーク利用 (総務省)	電気通信事業者によるネットワーク構築における一層の柔軟性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。 a 第一種電気通信事業者が行う業務の委託に係る認可要件の緩和等について検討する。	検討 (結論)				(総務省) 平成13年度において電気通信事業法関係審査基準の改正による措置を検討し、平成14年度4月に措置予定。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 指定電気通信設備を設置している東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西NTT」という。)の地域通信網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)制度の拡充について検討する。	検討 (結論)			(総務省) 平成13年7月の情報通信審議会答申「IT時代の接続ルールの在り方について」を受け、平成14年2月総務省令第14号により、接続料規則が改正・施行され、INS1500の基本料に係る事業者向け割引料金が導入されることとなった。 なお、その他公衆網における事業者向け割引料金については、業務の方法、開発コスト等について、関係事業者等による協議・情報交換の場を設けている。	
	c 光ファイバー設備のアンバンドル化については、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。	措置			(総務省) 平成13年4月、電気通信事業法施行規則及び接続料規則が改正・施行され、端末系伝送路設備及び中継伝送路設備の各々について伝送装置を介さない形態でのアンバンドルが実現した。(平成13年総務省令第59号及び第60号)	
ユニバーサルサービス (総務省)	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。	措置 (法律案成立後 公布)			(総務省) 平成13年6月22日、電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度の創設等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成14年6月施行予定)	
電気通信事業分野における紛争処理機能の強化 (総務省)	電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」(国家行政組織法第8条に基づく機関)を設置する。	措置 (法律案成立後 公布・施行)			(総務省) 平成13年11月30日、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)の施行を受け、電気通信事業紛争処理委員会が設置された。	
NTTの在り方 (総務省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。	注視	注視	注視	(総務省) 平成13年10月25日、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画がNTTから公表・報告された。これを受け、同月26日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画の実施について」を公表した。引き続き、その進捗状況について注視する。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b NTTグループ企業間のファイアウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアウォールの遵守状況を速やかに点検する。	点検の実施			(総務省) NTT再編時のファイアウォールについて、遵守状況の点検を行い、平成14年2月22日に点検結果を公表。	
	c また、東・西NTT間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			(総務省) 東・西NTT間における競争の進展状況について注視している。	
	d 東・西NTTの業務範囲規制については、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和しうる措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)			(総務省) 平成13年6月22日、東・西NTTが本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保への支障を与えないことを条件として、業務範囲を拡大することができること等とした「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
	e NTTグループの経営形態等については、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。	必要に応じ措置			(総務省) 平成13年6月22日、電気通信事業における公正な競争を促進するための諸措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)の施行(11月30日)等による、競争の進展状況を注視している。	
	f 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。 (a) 国の安全確保に係る措置については、) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について速やかに検討に着手する。	検討 (結論)			(総務省) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について、本年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」の中で取りまとめられた。	
) 当面、NTT持株会社の外国人等の議決権割合に係る規制を3分の1未満まで緩和する等の措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)			(総務省) 平成13年6月22日、NTT持株会社の外国人等の議決権割合に係る規制を20パーセント未満から3分の1未満に緩和する等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(b) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、外資規制の在り方と一体で検討する。	検討 (結論)			(総務省) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、本年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を踏まえ、当分の間、緩和を行わないこととするが、今後の国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。	
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	検討			(総務省) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制の在り方については、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」及び本年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」等を踏まえ、売却可能株式の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証しつつ、引き続き検討する。	
	(d) NTT持株会社の新株発行の認可制については、国際的なM&A(企業合併・買収)等のグローバルな事業活動を迅速かつ弾力的に展開するための機動的な資金調達という観点等から、緩和措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)			(総務省) 平成13年6月22日、NTT持株会社が、当分の間、一定の範囲内で届出により迅速に新株を発行することができる特例措置等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
	(e) NTTコミュニケーションズの経営の自主独立性の確保等を図る観点から、NTT持株会社がNTT法附則第6条の規定により取得したNTTコミュニケーションズの株式の処分に係る認可制度を廃止する。	措置 (法律案成立後公布・施行)			(総務省) 平成13年6月22日、NTT持株会社が保有するNTTコミュニケーションズの株式処分の認可制廃止を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布された。(平成13年11月30日施行)	
電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3 の再掲>	電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。	措置			(公正取引委員会) 平成13年11月30日、電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を総務省と共同して作成・公表した。	

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
景品類に関する規制の見直し (公正取引委員会) < 3 の再掲>	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。	措置			(公正取引委員会) 平成13年4月26日、「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」を公表した。	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3 の再掲>	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応 について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			(公正取引委員会) 平成14年3月28日、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」の原案を公表した。今後、それに対して寄せられた意見を踏まえて、成案を取りまとめ、公表予定。	
商業帳簿等の電子化 (法務省) < 1 イ の再掲>	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討・結論 (法案提出)			(法務省) 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法(平成13年法律第128号)により、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録、定款等の会社関係書類について、電磁的記録による作成・保存を認め、それらが電磁的記録により作成された場合には、書面での作成及び備置きは不要とする措置を講じたところである。	
株主総会の招集通知の電子化 (法務省) < 1 イ の再掲>	インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経路での通知を認める。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)	結論(法案提出)			(法務省) 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法(平成13年法律第128号)により、インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、インターネットや電子メール経路で通知等を提供することを認める措置を講じたところである。	
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省) < 1 イ の再掲>	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるとともに、議決権行使書面に押印する欄を設けなければならないとする参考書類規則第8条について、議決権行使書面の電子化に対応した整備を行う。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)	結論(法案提出)			(法務省) 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法(平成13年法律第128号)により、会社が電子投票制度を導入することを認め、この場合には議決権行使書面の電子化を認める措置を講じたところである。なお、議決権行使書面が電子化された場合でも、その行使に際して株主が電子署名を行うことは、同改正法及び(旧参考書類規則を引き継いだ)商法施行規則(平成14年法務省令第22号)上は特に必要とはされていない。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省) < 1 イ の再掲 >	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 (次期通常国会に係る法案提出予定)	検討・結論 (法案提出)			(法務省) 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法(平成13年法律第128号)及び商法施行規則(平成14年法務省令第22号)により、決算公告については、会社がインターネット上のホームページに掲示する方法を利用することを新たに認めたところである。	
インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し (金融庁) < 2 エ の再掲 >	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。	措置(13年中)			(金融庁) 保険募集において、派遣職員等が活用できるよう、事務ガイドラインを見直した。(事務ガイドラインの一部改正。平成13年3月30日。)	
インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 (金融庁) < 2 エ の再掲 >	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。	措置 (13年中)			(金融庁) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成13年内閣府令第66号、平成13年7月6日施行)及び事務ガイドライン改正(平成13年7月6日)によりインターネットによる保険販売の方法に係る認可基準の明確化を図った。	
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省) < 2 ウ の再掲 >	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 (第151回国会に係る法案提出予定)	法律案成立後公布			(金融庁、法務省) 券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、「短期社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号、平成13年6月27日公布)によりCPのペーパーレス化のための法整備が行われた。(平成14年4月1日施行)	
社債等登録制度 (金融庁、法務省) < 2 ウ の再掲 >	社債等について、その決済の迅速化及び確実化を実現するため、振替制度を創設する。 (第151回国会に係る法案提出予定)	法律案成立後公布			(金融庁、法務省) 振替制度を創設するため、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」を平成14年3月15日第154回通常国会に提出。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省) < 8 イ の再掲 >	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討			(厚生労働省) 医薬品のカタログ販売の現状に関し、複数の都道府県から事情を聞く等検討を進めているところ。引き続き情報収集及びカタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについての検討を行った。	
不動産特定共同事業の要件 (国土交通省、金融庁) 10 ア の再掲	平成13年度中に、電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行う。 また、平成14年度以降もどのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。	検討 (13年度以降)			(国土交通省、金融庁) 商品説明会等において不動産特定共同事業者が既に行っている電子機器の活用の実態や今後のニーズについての把握を行うとともに、他の業態で行われている電子機器の活用状況を参考に不動産特定共同事業において電子機器を利用する場合の課題についての調査を実施したところであり、今後も引き続き検討を行うこととしている。	
電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	a インターネット等の情報通信の手段を用いる場合の隔地者間の契約の成立時期などについて、民法が定める民事ルールを見直し、電子商取引の円滑化を図るための法案として、電子取引に係る民法の特例等に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)			(経済産業省) 平成13年6月29日、「電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(平成13年法律第95号)が公布された。(平成13年12月25日施行)	
	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。	法案提出			(経済産業省) 電子商取引等への現行法規の適用に関して、「電子商取引等に関する準則」(法解釈指針)を平成14年3月29日に策定・公表。	
インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール (総務省)	インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。	法案提出			(総務省) 平成13年11月30日、ウェブページへの情報掲載等による他人の権利の侵害に対して迅速かつ適切な対応を行えるようプロバイダ等の責任を明確化すること等を内容とする「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号)が公布された。(公布後6か月以内施行予定)	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。	逐次検討			(関係府省) 職業紹介分野における電子的手段の利用、電気用品安全法における検査記録の電子媒体による保存を可能とするための制度の見直し等、関係府省において、逐次見直しが行われている。(平成13年経済産業省令第20号等)	
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3 の再掲 >	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目標に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。	措置			(公正取引委員会) 有識者からなる「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」の報告書を公表し、ソフトウェアライセンス契約等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図った(平成14年3月20日公表)。	
コンテンツ市場における競争政策の在り方の検討、コンテンツに関する標準契約書案の策定 (経済産業省)	コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争政策の在り方を検討するとともに、コンテンツに関する標準契約書案の策定など製作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。	措置			(経済産業省) 平成13年7月に有識者からなる「コンテンツ流通促進検討会」を立ち上げ、コンテンツ市場における競争政策のあり方、デジタルコンテンツの流通促進に不可欠なコンテンツID・権利処理システムの構築等について平成14年春に提言を得る予定である。また、コンテンツに関する標準契約書については、平成14年春に第一弾としてアニメ産業について策定・公表する予定である。	
特許法の見直し (経済産業省)	インターネット上で取引されるコンピュータソフトウェアの保護の明確化等インターネット上での知的財産保護についての検討を行い、特許法の見直しなど、所要の制度整備に取り組む。	措置			(経済産業省) ネットワーク上を流通するコンピュータプログラムや、ネットワークを介して提供される商品・役務に対し、適切な特許権及び商標権の保護を及ぼすため、平成14年2月21日、特許法等の一部を改正する法律案を第154回国会に提出した。	
著作権制度の充実 (文部科学省)	高速情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。	検討	検討 (結論)		(文部科学省) 平成14年3月8日、著作権法の一部を改正する法律案を第154回国会に提出し、放送事業者等に対し送信可能化権を付与するとともに、「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」の締結等のために必要な改正を行う。 また、平成14年度から、あらゆる職種・年齢層の人々を対象として、著作権に関する知識と意識を普及させるため、総合的な普及啓発事業を展開する。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ADRの整備 (経済産業省及び関係府省) (法務省及び関係府省) < 1 ア の再掲 >	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したB to C(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。	措置			(経済産業省及び関係府省) 平成13年11月より、インターネット通販に係る紛争に対応するための公平かつ迅速な紛争処理スキームの在り方についての実証実験を開始している。 日米韓のトラストマークの制度実施機関間において、ADRの仕組みを含むトラストマーク制度の国際連携に向けた合意が平成13年9月に成立。さらに、同年12月より日韓間・平成14年2月より日米間で電子商取引における紛争解決スキームをスタートさせた。	
	b 司法制度改革審議会において平成13年7月までに取りまとめられる最終意見及びUNCITRAL(United Nations Commission on International Trade Law: 国連国際商取引法委員会)において行われているADR法制の見直し作業を踏まえ、仲裁や調停を含むADRの拡充・活性化のための基盤整備やADRと裁判手続との連携強化の方策等について検討する。	検討			(司法制度改革推進本部) 仲裁法制を整備するため所要の法案を提出することや、総合的なADRの制度基盤を整備する見地から必要な方策を検討し、所要の措置を講ずること等を内容とする司法制度改革推進計画を策定(平成14年3月19日閣議決定)。	
21個人情報の保護 (内閣官房) (総務省及び関係府省)	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用できる仕組みを整備するため、以下の措置を講ずる。 a 平成13年中に、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる原則を定めるとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が遵守すべき義務、政府が講ずべき措置等に関する基本事項を内容とする個人情報の保護に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後13年中に公布			(内閣官房) 「個人情報の保護に関する法律案」を第151回国会に提出(平成13年3月27日)。現在、国会において継続審査中。	
	b 個人情報の保護に関する法律の成立を受け、電気通信分野における個人情報保護に関する個別法案を平成14年度までに国会に提出するなど、個別分野における個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。	検討	検討	措置(電気通信分野)	(総務省及び関係府省) 個人情報の保護に関する法律案の動向を勘案しつつ、引き続き、個別分野における個人情報の保護のために必要な措置について、検討を行った。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
22通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。 a 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続や、第一種電気通信事業者の通信回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許可手続の簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布			(総務省) 平成13年6月29日、通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CS放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化した「電気通信役務利用放送法」(平成13年法律第85号)が公布された。(平成14年1月28日施行)	
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。	逐次実施			(総務省) 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、平成13年12月に、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」を見直し、特定会員限定の情報配信サービスについて、通信として整理される種類の追加等を行った。	
23NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討開始			(総務省) NHKのBSデジタル放送の在り方については、放送政策について検討している情報通信政策局長主催の放送政策研究会において、平成13年8月、NHKからヒアリングを行った。	
24放送のデジタル化の推進 (総務省)	地上放送については、早期にデジタル放送を開始できるよう、地上デジタル放送のマスメディア集中排除を含めた環境整備を推進する。	逐次実施			(総務省) 平成13年7月に「放送普及基本計画」及び「放送用周波数使用計画」の一部変更等を行い、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う環境整備を推進した。(平成13年総務省告示第475号、第476号等) なお、マスメディア集中排除原則については、デジタル放送とアナログ放送のサイマル放送の実施を可能とするための所要の措置を講ずる予定。	
25CSデジタル放送の外資規制 (総務省)	電気通信役務を利用して行う放送の制度整備を行うことに伴い、これに該当するCSデジタル放送の外資規制を撤廃する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布			(総務省) 平成13年6月29日、外資規制を撤廃した制度である「電気通信役務利用放送法」(平成13年法律第85号)が、公布された。(平成14年1月28日施行)	

エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
E B Mの推進 (厚生労働省) < 4 イ の再掲>	医療の質の向上の観点から、医療機関における診療データの整備と併せて、個人情報保護に注意を払いつつ、E B M (Evidence-based Medicine: 根拠に基づく医療)のための大規模な知見を集積したデータベースの整備を検討する。当該データベースの構築に当たっては、データの収集、蓄積、管理等の手続を明確にするとともに、患者個人のデータに関するプライバシーの保護を図った上で運用上の透明性の確保に努め、十分な科学的信頼性を確保することを検討する。	検討 (結論)				(厚生労働省) 厚生労働省としては、E B Mが実践できるよう、インターネット等を利用した質の高い情報を医療関係者等に提供するためのデータベースを整備することとしている。 このため、厚生労働科学研究費補助金として、情報提供データベースの構築のための予算として2.7億円を計上しているところである。 また、患者個人のデータ等、プライバシーの保護が適切に図られるよう運用に配慮している。	
医療分野における「IT革命」の推進 (厚生労働省) < 4 ア の再掲>	a 医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。	〔前段〕 検討・措置 (13年度早期) 〔後段〕 検討	〔後段〕 検討(早期結論)			(厚生労働省) 医療におけるIT化に関する戦略的なグランドデザインとして、平成13年12月26日に「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」をとりまとめたところ。 この中で、平成18年度までに400床以上の病院の6割以上に電子カルテを普及させることなど、IT化の具体的な数値目標を設定するとともに、目標達成に向けたアクションプランを示したところであり、今後、その実現に向けて最大限努力していく。	
	b IT化のインフラとなる各種コード体系の標準化を推進する。各種コード体系の維持管理に関する手続とそれを担保する体制、さらに更新・改定時の新規コードの配布方法・手続等について整備する。	検討 (結論)	措置			(厚生労働省) 平成13年度において、「病名」、「手術・処置」、「検査」、「医薬品」、「医療材料」の5項目に関して、用語・コードの標準化を完成したところ。	
	c 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	検討・結論・推進	推進	推進		(厚生労働省) 遠隔医療については、平成13年度より「地域医療のための遠隔医療支援事業」に取り組んでいるところ。 また、各種データ交換の際のフォーマット等の標準についても引き続き検討を進めていく。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	d 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討する。	検討			(厚生労働省) 平成13年度の検討において、地域におけるかかりつけ薬局、機能の高度化された薬局についての検討の場を設けることとし、所要の予算措置を行ったところある。平成14年度より実施される予定である「薬局機能評価検討事業」において、ITを活用した薬局機能の高度化等について検討を行う予定。	
	e レセプトの電算化について、医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を普及・推進するため、その普及状況を見つつ、必要に応じて普及方策について検討する。	必要に応じて検討・実施			(厚生労働省) レセプト電算処理システムに参加する地域や医療機関を指定する個別指定制度を平成13年10月1日に廃止。 「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月26日保健医療情報システム検討会)において、レセプト電算処理システムの普及目標を設定。 〔平成16年度：病院レセプトの5割以上〕 〔平成18年度：病院レセプトの7割以上〕 平成13年3月28日に傷病名マスターの改定案を取りまとめ。(平成14年度夏を目途に適用予定) 平成13年度第二次補正予算において、国立病院、特定機能病院等のレセプト電算化に要する経費を措置。 平成14年度、オンライン請求システムのセキュリティの確保、経済効果等の検証を実施。	
	f 保険者におけるレセプトの保管について、電子媒体での保管を認める方向で検討する。	検討(結論)			(厚生労働省) 原本性の確保や個人情報の保護等の問題点に留意し、検討を行っているところ。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
個人情報 の保護とデータの科学的 活用の在り方 (厚生労働省) < 4アの再掲>	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討する。	検討 (結論)			(厚生労働省) 左記大綱の趣旨に沿って、これまで守秘義務が課されていない看護師、准看護師、保健師、歯科技工士については「障害者に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第87号。平成13年6月29日公布。)により、各資格法において新たに守秘義務を課したところ。 今後は、個人情報保護法の制定にあわせて、引き続き検討を進めていく。	
	b 電子カルテの普及促進と併せて、医療機関における診療情報の開示に耐えられる診療情報の適切な管理体制の整備を促進する方策について検討する。	検討	検討 (早期結論)		(厚生労働省) 電子カルテを導入した医療機関については、「診療録等の電子媒体による保存について」(平成11年厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知)に基づき、適正な運用に努めているほか、「診療情報の提供に関する普及・啓発等研修事業」により、診療録管理に従事する者への研修等に対して補助を行い、適切な管理体制の整備を促進しているところ。	
	c 他の医療機関あるいは医療機関外におけるデータの保管の在り方について、個人情報の保護に留意しつつ、医療法上の解釈を明確にする。	検討			(厚生労働省) 「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日付け厚生労働省医政局長、保険局長通知)により、医療機関外におけるデータ保管の在り方について、解釈を明確にしたところ。	
	d 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点から、個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整備する。	検討 (結論)			(厚生労働省) 個人情報の保護など研究者等が遵守すべき事項を定め、疫学研究の適正な推進を図ることを目的とする「疫学研究に関する倫理指針」の策定について、結論を得た(平成14年3月)。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
薬歴管理の電子化 (厚生労働省) < 8 イ の再掲>	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討			(厚生労働省) 平成12年度より、薬歴管理標準化検討事業(日本薬剤師会への補助事業)において、電子媒体(FD等)により、効率よく管理できる薬歴の様式の検討を始めており、電子媒体で管理された薬歴情報を、患者本人・薬局・医療機関の3者で共有できるような薬歴管理システムの構築を図ることとしている。 平成14年度以降、これに関して、平成13年度に終了する上記事業の報告書をもとに検討を行う。	
介護保険給付業務におけるIT化の促進 (厚生労働省) < 5 ア の再掲>	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施			(厚生労働省) 福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NET)を通じて、介護保険のサービス事業者自らが空き情報等を直接入力し、公開することができることとしている。また、平成13年4月より携帯電話からサービス事業所の情報を検索・閲覧することが可能とされたところ。	
	b 介護サービスの利用者がWAM-NET(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 事業の種類、事業所の所在地等の都道府県が事業所を指定する際に提出されるサービス事業者に関する基本情報に加え、事業所自らが直接入力する追加情報等を福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NET)を通じて利用者も直接アクセスができることとしている。また、平成13年4月より携帯電話からサービス事業所の情報を検索・閲覧することが可能とされたところ。	
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	検討	措置		(厚生労働省) 個人情報保護のための方策について措置を講じ、要介護者に関する情報の収集や分析について引き続き検討を行っている。	
職業紹介手続における電子メールの利用 (厚生労働省) 6 ア b の再掲	職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。	措置			(厚生労働省) 「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成13年厚生労働省令第61号。平成13年3月29日公布)により、職業紹介事業者が職業紹介に当たって求職者に対して行う労働条件の明示等について、書面の交付の方法に代えて電子メールを利用する方法を可能とした。(平成13年4月1日施行)	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネット職業紹介に係る事業所面積要件の撤廃 (厚生労働省) 6ア1cの再掲	専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。	措置			(厚生労働省) 「平成13年厚生労働省職業安定局長通達」により、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合について、有料職業紹介事業の許可基準及び無料職業紹介事業の許可基準の改正により、事業所の面積の大小を問わないこととした。(平成13年4月1日施行)	
雇用分野の情報化 (厚生労働省) 6アドの再掲	「官民連携した雇用情報システム(仮称)運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置			(厚生労働省) インターネットを利用して、民間機関及びハローワークの保有する求人・求職情報(当面は求人情報のみ)の概略(インデックス情報)について、一覧、検索し、詳細情報については、それぞれの機関のホームページにアクセスする等により把握することのできる「しごと情報ネット」の運用を平成13年8月8日より開始した。	
ETCの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてETC(Electronic Toll Collection System: ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			(国土交通省) 平成13年3月に一般運用を開始し、同年11月には全国616料金所にサービスを拡大。併せて、普及促進のため、各公団1万円を上限として通行料金の20%を割引く「ETC期間限定特別割引」を実施。	
民生用DSRCシステム導入に関する制約の緩和 (総務省)	端末機器と路側機との間で情報を双方向でやりとりするDSRC(Dedicated Short Range Communication 狭域通信)システムについて、平成12年10月のDSRCシステムに関する電気通信技術審議会の答申に基づき、同システムがETC以外の多様な用途に活用できるよう周波数割当て、技術基準等の整備を早急に行う。	措置			(総務省) 平成13年4月17日、電波法施行規則、無線設備規則等の一部を改正し、周波数割当て、技術基準等の整備を行った。(平成13年総務省令第63号及び第64号)	
道路交通情報提供に関する制約の緩和 (警察庁、国土交通省)	a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布	措置(施行)		(警察庁、国土交通省) 平成13年6月20日、「道路交通法の一部を改正する法律」(平成13年法律第51号)が公布され、民間による予測交通情報の提供が可能となった(平成14年6月1日施行予定)。 産官学の有識者からなる検討会を設け、道路交通情報提供に関する制度的課題について検討を進めている。	
	b 交通渋滞予測等の先進的な技術については、産官学の多面的な視点で可及的速やかに検証を行い、民間事業分野における実用化を推進する。	検討(結論)	措置		(警察庁、国土交通省) 産官学の有識者からなる検討会を設け、渋滞予測手法等の技術的課題について検討を進めている。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
I T S 技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	I T S(Intelligent Transport Systems:高度道路交通システム)関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやD S R C(狭域通信)システム等をI S O(国際標準化機構)及びI T U(国際電気通信連合)に提案する等により各種I T S 技術の国際標準化を目指す。 (平成17年度末までの間)	逐次実施			(警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省) I S Oにおいて、平成13年7月に、車間距離制御システム(ACC)、前方車両追突警報システム等のドラフトの改訂を行うとともに、同年10月には、拡張ACC、前方衝突回避支援、車両駐車支援、プローブ情報についての新規作業を提案した。 緊急車両優先制御(PRESTO)について、平成13年度中に国内・国際調整を行い、平成14年5月の国際会議においてN P(提案段階)となる予定。 また、中央決定型経路誘導(CDRG)について、平成13年度中に国際調整を行い、平成14年5月の国際会議においてT R(テクニカル・レポート)となる予定。 I T U(国際電気通信連合)において、我が国のD S R C(狭域通信)システムの無線通信技術の国際勧告化を提案(平成13年10月)し、サブグループにおいて仮承認を取得(同年11月)。	
I T に係る刑事基本法制の整備 (法務省) < 1 ウ の再掲>	I T 経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 (第151回国会に係る法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)			(法務省) 平成13年7月24日、支払用カードの偽造等の犯罪に対処するための罰則整備を内容とする「刑法の一部を改正する法律」が施行された。	
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			(法務省) 法務大臣を本部長とする経済関係民刑基本法整備推進本部において、海外法制に関する調査を行うなど、ハイテク犯罪に対する罰則の整備やコンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備等の検討を行っている。	
暗号技術の標準化の推進 (総務省、経済産業省)	客観的にその安全性が評価され、実装性が優れた暗号技術を採用するため、I S O、I T U等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。	逐次実施			(総務省、経済産業省) 平成13年5月から、総務省と経済産業省において、共同で「暗号技術検討会」を開催し、暗号技術の評価等を実施中。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
情報セキュリティマネジメント規格の確立 (経済産業省)	情報セキュリティマネジメントに関する国際規格(ISO/IEC13335、ISO/IEC17799)をJIS等へ国内規格化するとともに、情報処理サービス業を対象とした事業所認証制度を創設することにより、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。	措置			(経済産業省) 平成14年2月経済産業省公示により、国際規格であるISO/IEC TR 13335-4及びISO/IEC17799を国内規格化するとともに、来年度からの事業所認証制度の本格運用に向けて、平成13年5月からパイロット事業を実施した。	
行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続きそのものの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			(各府省) 行政情報化の総合的・計画的推進を図るため、平成13年6月26日、IT戦略本部において、14年度の重点施策の基本方針として「e-Japan2002プログラム」を決定した。 さらに、平成13年11月7日、IT戦略本部において、電子政府の前倒し実現を含む「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」を取りまとめた。	
(各府省)	b 申請・届出等手続の電子化 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。	15年度までに実施			(各府省) 申請・届出等手続を平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするため、「e-Japan2002プログラム」、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」等に基づき、申請・届出等手続のオンライン化の一層の前倒しを図ることとした。 また、総務省において各府省の協力を得ながら、行政手続のオンライン化のための法案を今通常国会に提出する方向で立案作業を進めている。	
(各府省)	(a) 各個別手続のオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを平成13年度早期に策定する。	実施			(各府省) 各府省において、実施時期の前倒し、手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から既存のアクション・プランを見直すとともに、自治事務等に関するアクション・プランを策定した。この新アクション・プランを、13年6月、第5回IT戦略本部に報告した。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(各府省)	(b) 申請・届出等手続の電子化にかかわる共通基盤システム(府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム)を平成14年度までに整備する。	14年度までに実施			(各府省) 13年8月、行政情報化推進各省庁連絡会議において、申請者の利便性の確保、システム整備の効率化を図る観点から、「府省認証局の詳細仕様」、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」を策定した。 13年4月、総務省において、ブリッジ認証局を整備した。 また、府省認証局及び汎用受付等システムについては、現在、3省(総務省、経済産業省及び国土交通省)において整備済み。	
(各府省)	(c) 可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	14年度までに実施			(各府省) できるだけ早期にオンライン化を実施すべく、各府省において策定したアクション・プランに基づき、個別手続のオンラインシステムの整備を推進している。	
(総務省)	(d) ワンストップサービスの推進) 各府省が提供する申請・届出等手続に関する案内情報や申請書の様式等をホームページに掲載したものを横断的に検索・入手できる総合窓口システムを平成13年度から運用開始する。 総合窓口システムにおいて、平成15年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。	運用	15年度までに実施		(総務省) 総務省において、国民等が行政情報に容易にアクセスできるように、全府省のホームページから提供する情報に一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」について、13年4月1日から運用を開始した。	
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。	検討・結論			(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進を図るため、関係府省の間において検討体制(「輸出入・港湾手続関係府省連絡会議」)を整備。当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中。(平成15年度のできるだけ早い時期目標)	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省及び関係府省)	さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。	措置	措置		通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムを平成14年1月に接続した。今後、平成14年度を目途に、NACCS、港湾EDIシステム、乗員上陸許可支援システムの連携を進める。 平成14年度中にNACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)の接続を行うため、作業中。平成14年度目途に港湾統計作成について、NACCSへ提出した積荷情報の有効活用。	
	なお、平成15年度までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。	15年度までに検討・結論			民間の収納インフラの利活用等につき、検討を開始した。貿易金融EDI(TEDI)と行政手続の用に供するシステムの連携に関する調査研究を平成14年度より実施する。	
)自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。			おおむね15年を目途に試験運用	(国土交通省及び関係府省) 関係省庁との連携を強化し、ワンストップサービス・システムの実現に向けて調査検討を行い、システム実用化に向けた第2次実証実験を実施した。また、システム的设计のための関係機関との調整を始めた。	
	c 政府調達電子化 (a) 非公共事業 各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度に開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けて取り組む。	15年度までに実施			(各府省) 各府省がホームページで提供する入札公告等の調達情報を収集する政府調達情報の統合データベースシステムを構築し、平成13年6月から運用を開始した。 電子入札・開札システムを平成15年度に導入することとし、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議において統一仕様を作成した。	
(国土交通省及び関係府省)	(b) 公共事業 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)			(国土交通省及び関係府省) 国土交通省において、平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始し、平成15年度から全ての直轄事業で導入する予定。また、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)の構築に向けて、本年度から電子納品を開始するなど、各種システム整備等を進めている。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(各府省)	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施			(財務省) 歳入金・国税の納付及び歳出金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム設計・開発を実施中。	
	(a) 国税の申告手続きについて、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする。			実施	(財務省) 国税の申告手続きについては、平成15年度から所得税、法人税及び消費税についてインターネットによる申告を可能とすべく、平成12年度に東京国税局 町税務署及び練馬東税務署において実施した電子申告実験の結果等を踏まえ、電子納税、申請・届出等手続の電子化とあわせてシステム設計を行った。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(b) 歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム整備、運用を開始する。	15年度までに実施			<p>(各府省)</p> <p>官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)については、各省各庁等の会計課長等を構成員とする「会計事務機械化等連絡協議会」において、平成15年4月から、基本的に全官署、全会計を導入することで合意済。平成15年4月より日本銀行とのオンライン化を実施予定。</p> <p><歳入関係></p> <p>国の歳入金等の電子納付を実現するため、財務省において各府省が共同して利用する歳入金電子納付システムの開発を進め、平成13年10月に基本仕様を策定。今後、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提とし、平成16年1月からの運用開始に向け、引き続き開発を進める。</p> <p>国民年金保険料の口座振替について、平成14年4月から、口座振替に係る委託データの電子化を図る予定。</p> <p>国税の納付については、平成15年度から原則として全税目についてインターネット等を利用した納付を可能とすべく電子申告、申請・届出等手続の電子化と併せてシステム設計を行った。</p> <p><歳出関係></p> <p>国税還付金の振込については、平成13年12月13日から一定の要件を満たす還付金データをMTにより国税庁から日本銀行に交付する処理を開始した。</p>	
(総務省)	e 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	都道府県 政令指定都市等との構築	市町村との構築		<p>(総務省)</p> <p>平成13年10月、全都道府県・政令指定都市において、総合行政ネットワークを構築した。今後、全地方公共団体への普及(平成15年度まで)を要請するとともに、霞が関WANとの接続(平成14年度早期)を実現する。</p>	
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県 政令指定都市等における構築	市町村における構築		<p>(総務省)</p> <p>平成13年度内に、全都道府県・政令指定都市において組織認証システムを構築した。今後、全地方公共団体への普及(平成15年度まで)を要請する。</p>	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(c) 地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。	検討(15年度までに運用開始)			(総務省) 「地方公共団体による公的個人認証サービスのあり方検討委員会」中間とりまとめを8月20日に公表する等、制度構築に向けた検討を実施した。平成14年度に全国的な実証実験を実施し、平成15年度からの運用開始に備える予定。 公的個人認証サービス制度構築のための法案を第154回国会に提出予定。	
	(d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続きのオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。	逐次実施			(総務省) 地方公共団体が処理する申請・届出等手続きのオンライン化については、各府省において、実施方策の提示を盛り込んだ「自治事務等に係る申請・届出等手続きの電子化推進に関するアクション・プラン」等を策定。 「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」(平成13年11月7日IT戦略本部報告)に基づき、手続きのオンライン化条件整備の一層の前倒しを図るとともに、行政手続きのオンライン化のための法案を第154回国会に提出予定。	
ICカードの普及 (内閣官房及び関係府省)	国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、複数の情報を相乗りさせることについて検討する。このため、関係府省が連携して、制度面、技術面、コスト面、利便性や安全性等の面からその可能性を検討した上で、平成13年度のできる限り早い時期に基本的スペックを策定する。	できる限り早い時期に基本的スペック策定			(内閣官房及び関係府省) 基本スペックとして、「公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方」を公的分野におけるICカードの普及に関する関係府省連絡会議で策定した。(平成13年7月27日)	
外為関係の諸報告 (財務省) < 2オの再掲 >	外為関係の諸報告の電子媒体化について、検討の上、結論を得る。	検討・結論			(財務省) 平成13年6月26日公表の財務省アクション・プランに基づき、財務省が直接受理する報告は平成14年度中にオンライン化を実施することとなった。また日本銀行が受理する報告については平成15年度までにオンライン化実現のための実施方策を提示することとなった。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
改正外為法関連報告書に関するOCR用紙による報告義務付けの廃止 (財務省) < 2 才 の再掲 >	外国為替関連報告手続の電子化の検討の中で、「国別対外債権残高報告書」のOCR(Optical Character Reader : 光学式文字読み取り)用紙による報告についても、廃止を含め検討を行い、結論を得る。	検討・結論			(財務省) 「国別対外債権残高報告書」については、OCR(Optical Character Reader : 光学式文字読み取り)用紙による報告を廃止し、通常紙による報告とすることとし、平成14年度中に外国為替の取引等の報告に関する省令を改正予定。	
学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			厚生労働省 従来から、厚生科学研究費補助金による研究成果について国立公衆衛生院(平成14年4月より国立保健医療科学院)ホームページにデータベースを整備しているほか、国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等の研究成果についてもほぼ全ての機関においてホームページに掲載している。さらに、平成14年2月8日、各機関に対し、掲載内容の充実等を指示した。 (文部科学省) 大学における学術情報並びに学協会及び公的機関における科学技術情報の迅速・的確な提供及び成果の発信を促進するために、国立大学、国立情報学研究所及び科学技術振興事業団による各種データベースの作成・提供並びに学会誌等の電子化支援及びその流通等を図った。 (経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開発成果を自身のホームページにて、広く公開している。	
21 工業所有権に関する手数料納付の電子化 (経済産業省)	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。	検討			(経済産業省) 速やかな電子決済の実現に向け、法制面・システム面等における必要な具体的措置について、平成15年度までに実施することとした。	
22 鉱業権設定出願の際の添付区域図の電子化 (経済産業省)	鉱業権設定出願の際の添付区域図について、パソコンで作成した図面による提出を認めることについて、技術的又は制度的な課題解決の進展状況を踏まえ検討する。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 「鉱業法施行規則の一部を改正する省令」(平成13年経済産業省令第184号、平成13年7月13日施行)により、鉱業権設定出願の際の添付区域図について、パソコンで作成した図面による提出を可能とした。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
23 電気用品の技術基準適合検査記録 (経済産業省)	電気用品安全法における検査記録について、電子媒体による保存を可能とする。	措置			(経済産業省) 「電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令」(平成13年経済産業省令第20号)により措置した。(平成13年4月1日施行)	
24 情報システム開発・調達プロセスの改善 (経済産業省及び関係府省)	IT社会に対応した成熟度のあるシステム開発・調達を官民に広く普及するため、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルを策定するとともに、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行う。	評価指標の策定			(経済産業省及び関係府省) ITベンダー、ITユーザー、学識経験者及び関係省庁等からなる「ソフトウェア開発・調達プロセス改善協議会(平成13年1月31日設置)」におけるソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルの策定に向けた検討を踏まえ、ソフトウェア開発・調達プロセスの改善を図る手法の評価者の育成環境を整える等の普及に向けた取組みを進めている。	
25 工場立地法に基づく届出等 の電子化 (経済産業省)	工場立地法に基づく届出等について、手続のオンライン化を検討する。	検討	措置		(経済産業省) 第154回通常国会提出予定の「行政手続における電子情報処理組織の使用等に関する法律案(仮称)」に基づき、同法に基づく全ての手続をオンライン化するための作業を進めている。	
26 軽自動車税 申告書・納付書 の様式の統一 化 (総務省)	軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化について、国民負担を軽減する観点から、地方公共団体と電算システムの再構築、費用負担等について検討を行う。	検討			(総務省) 市町村税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、市町村等からの意見なども踏まえながら引き続き検討することとしている。	
27 自動車取得 税の申告書の 様式の統一化 (総務省)	自動車取得税の申告書について、自動車関係手続のワンストップサービスの実現を図るため、電子化以外の手法による短期的施策として、申告書の様式を統一化する。	周知	措置		(総務省) 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第55号及び183号)により措置。(平成14年4月1日施行)	
28 無線局の免許申請等 の手続のオンライ ン化 (総務省)	無線局の免許申請等手続について、オンラインによる手続を可能とするよう検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討	措置	(総務省) オンラインによる手続が可能となるものを洗い出し今後の対応について検討を行うとともに、オンラインによる手続を可能とするためのシステムの設計検討を実施した。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
29 住民基本台帳ネットワークシステムの構築 (総務省)	住民基本台帳制度について、住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、転入・転出手続の簡略化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付、効率的な行政機関への情報提供等を可能とするための所要の措置を講ずる。	基本的な部分は、住民基本台帳法の一部を改正する法律公布の日(11年8月18日)から3年以内			(総務省) 平成14年8月5日の法律施行に向け、政令(平成13年8月15日公布政令第273号)、省令(平成13年10月10日公布総務省令第135号)を整備するとともに、都道府県サーバ及び都道府県ネットワークの整備、市町村CS整備及び既存住民システムの改修、テスト等を実施した。	
30 法人地方税申告書・納付書の電子化 (総務省)	法人地方税申告書・納付書の電子化について、全国の市町村の税務電算システムの導入状況等を勘案しつつ、実現方策について検討を行う。	検討			(総務省) 法人地方税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、地方団体等からの意見なども踏まえながら引き続き検討する。	
31 地方公共団体における入札手続の電子化 (総務省)	地方公共団体が入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討を進める。	検討			(総務省) 「入札手続の電子化等の推進について」(平成13年12月27日付け総行第204号)により、地方公共団体に対して、入札手続の電子化等の積極的な推進について要請。 地方公共団体が行うシステム構築の経費について、新たに平成14年度地方財政措置。	
32 公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 (国土交通省) 10(3)イの再掲	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置	(国土交通省) 関係省庁、関係公団、地方公共団体等からなる委員会において様式等を策定、公開するなど標準化の普及に係る検討を行っているところ。また、ネットワークの活用については、工事施工中に受発注者間で情報を共有する実証実験を行っているところ。	
33 建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) 10(3)ウの再掲	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	(国土交通省) 許可申請等の件数の調査及び許可申請、届出等における具体的な事務処理方法の手順等について実態把握を行うとともに、電子化に係る問題点について地方公共団体等と検討を行っているところ。	

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
34 宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省) 10(3)ウの再掲	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	(国土交通省) 免許申請等に係る件数の調査及び具体的な事務処理方法の手順等の実態把握を行うとともに、電子化に係る問題点について、地方公共団体等と検討を行っているところ。	
35 登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <1イの再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。	検討			(法務省) 本店及び支店の登記の申請の一括化については、商業登記申請のオンライン化に併せて現在検討中。 なお、商業登記情報のコンピュータ化については、できる限り早期に完了することを目指して、商業登記所ごとに順次実施している。	

オ IT化を担う人材育成の強化

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
インターネット等を用いた学校情報の発信 (文部科学省) < 3 ア の再掲>	インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。	措置				(文部科学省) ホームページ作成、Eメール等の発信に関する問題などを解説した「インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編」等を作成し、平成13年4月に、全国の小中高등학교等に配布した。	
学校等における情報化の促進 (文部科学省) < 3 ア の再掲>	コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。	措置				(文部科学省) コンピュータ等を活用した教科指導の事例を全国から収集した「コンピュータ・インターネットの授業実践事例集」(「授業実践事例CD-ROM」小学校編及び中学校編を作成し、平成13年4月に全国の小中学校に配布した。また、高等学校編等を平成14年3月に作成した。	
インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省) < 3 イ の再掲>	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検討	検討 (結論)			(文部科学省) 平成14年度中の結論に向け、通信制教育におけるインターネットの活用状況等についての実態把握調査を実施するとともに、集計及び分析を行った。これらを踏まえ、学校関係者の意見等を聴取しつつ、たとえば、面接指導の一部にインターネットの活用が可能であるかなど、インターネットを活用した教育の可能性について、検討している。 さらに、通信制教育の添削指導に関しては、郵便に限らずインターネットの活用も可能である旨の見解を示しているところである。	
インターネット等を用いた高等教育の促進 (文部科学省) < 3 イ の再掲>	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。	措置				(文部科学省) 「平成13年文部科学省告示第51号」(平成13年3月30日施行)により、一定の要件の下で、インターネットを活用した授業による単位修得を可能とした。また、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」(文部科学省令第45号、平成13年3月30日施行)により、通信制の大学において、一定の要件の下で、卒業に必要な単位(124単位)すべてをインターネットを活用して修得することを可能とした。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
情報処理技術者試験制度の相互承認等 (経済産業省)	海外の専門的IT技術者の活用を促進するため、情報処理技術者試験制度の相互承認等の措置を早期に実施する。	逐次実施			(経済産業省) 平成13年2月9日にインド、平成13年8月24日にシンガポール、平成13年12月21日に韓国、平成14年1月31日に中国と相互承認の措置について合意した。	
外国人IT技術者受入関連制度の見直し (法務省) <1ウの再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施			(法務省) 法務省令を改正し、外国人が、情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が新たに設けた告示をもって定めた情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が当該告示をもって定めた情報処理技術に関する資格を有するときには、これを特例とし、学歴又は実務経験を問うことなく在留資格「技術」の上陸許可基準に適合し得ることとした。(平成13年12月28日施行)	

カ その他

規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
PHSのトランシーバーモードにおける通話時間制限(3分)の緩和(総務省)	PHSのトランシーバーモードに課せられている通話時間制限(3分間)について、その緩和の可能性について検討を行い、平成13年度中に結論を得る。	検討(結論)			(総務省) 無線設備規則の一部を改正し、通話時間制限を緩和した(3分30分間)。(平成14年2月28日公布・施行総務省令第21号)	
Xバンドの使用に関する規制緩和(総務省)	人体検知センサーなどの電波センサーへのXバンド(10.525GHz帯)の周波数帯利用について、技術的条件に関する平成12年11月27日電気通信技術審議会答申を踏まえ、技術基準等の制度整備について検討を進め、平成13年度中に結論を得る。	検討(結論)			(総務省) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部を改正し、Xバンドを電波センサーで利用可能とした。(平成13年5月28日公布・施行総務省令第75号、第76号、第77号)	